

丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社
「(仮称) 秋田港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年11月13日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 秋田港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県秋田市
- ・原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・出 力 : 最大70,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月30日
経済産業大臣意見	平成27年11月13日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

丸紅株式会社、株式会社大林組及びエコ・パワー株式会社
「(仮称) 秋田港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

- (1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の決定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。
- (2) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 水質汚濁や水中音の発生等による影響を含めて、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の実施検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。
- (4) 事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が設置済であることから、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時の騒音等に係る影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある鳥類が生息しており、また渡り鳥の主要なルートとなっている可能性もあることから、鳥類への影響が懸念される。そのため、鳥類の種ごとに高度も含めた飛翔の痕跡を客観的に把握できるよう、適切な時期、時間帯、回数、区域及び調査手法により調査を実施し、その結果を踏まえて風力発電設備等の配置等を検討すること。